

【参考表1】 幼児期の消費者教育の体系（行動目標、学習内容、家庭での消費者教育）

●消費者教育の理念：主体的、社会的な消費行動がとれる「自立した消費者」をめざして
 目標① 自ら進んで必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等、自らの消費生活を豊かにするため、自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成
 目標② 消費行動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献できる消費者の育成

	消費基本行動	安全確保	商品情報の理解	選択	被害救済	環境及び社会的影響の理解
消費者教育の体系化の軸 ライフステージ・領域	①消費生活に関連する社会経済の動向や消費者問題についての情報を収集するとともに、豊かな消費生活の実現及び消費者被害の未然防止に向けて、行政や事業者から自らの意見の発信等を行うことにより、自ら対応したり、協力して必要な取り組みができる。 ②家計に關係の深い市場経済などの動向について把握するとともに、自らの家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。大震災など非常時に備えた準備や対応に、平素から検討し、取り組むことができる。 ③契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。	①商品の安全性に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。 ②個人情報情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。	①品質や価格、環境に関する表示・マーク、事業者から提供される商品情報について理解し、購入・使用・廃棄の各段階で活用できる。情報通信の利便性を広く日常生活の中で理解し、商品情報の収集において情報通信を適切に活用できる。 ②知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。	①商品・サービスの購入に当たっては、自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。 ②商品の購入段階において、環境や社会への影響を考慮することができる。	①商品による事故・危害にあったときに、消費者自身が被害の回復を図るよう適切な対処ができる。 ②契約トラブルにあったときに、消費者自身が被害の回復を図るよう適切な対処ができる。	①商品を大切に使用するとともに、廃棄段階においては、環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。持続可能な社会を目指し、消費生活にかかわる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。 ②情報通信技術の社会的な役割を理解し、自他の権利や利益に配慮して、適切に活用することができる。 ③大震災など非常時において、社会的影響に配慮した冷静な消費行動をとることができる。
幼児期の行動目標	(①消費者問題) ①身近な暮らしの問題について、保護者などから教わったり話を聞いたりすることができる。 (②家計経営) ②先のことを考えてがまんをすることができる。②お金と物を交換する約束事があることが理解できる。 (③契約) ③約束や決まり事を守る習慣が身につく。	(①商品の安全) ①安全な物を選んで正しく使えるように、身近な人に聞くことができる。 (②情報リスク対応) ②知らない人には自分や家族の情報をお話さないようにすることができる。	(①表示・マーク、情報) ①身近にある環境マークなどに興味や関心を持ちたり、身近な人に情報を聞くことができる。 (②知的財産権) ②自分や友人の作品を大切に扱えることができる。	(①ニーズに合った選択) ①欲しいものを手に入れたり、やりたいことをするとき、よく考えることができる。	(①製品事故) ①身近な人に、怪我や痛みを伝えることができる。 (②契約トラブル) ②身の回りの物に関する不安や心配ごとを身近な人に伝えることができる。	(①環境) ①身近にあるものの使い方や捨て方について、身近な人から教わったり聞いたりすることができる。 (③非常時の消費行動) ③非常時に生じる生活の変化について、保護者などから教わったり話を聞いたりすることができる。
幼児期の学習内容	「お買いものごっこ」などで、お金と物を交換する約束事があることを理解する。 食事の際に偏食・むら食いせず、よく噛んで残さず食べる。 食事のマナー（あいさつ・箸の使い方）	自転車や三輪車の安全な乗り方を理解する。 知らない人、自分や家族のことを話さない。 ものには、正しい使い方をすることが必要であることを気付く。	信号機や道路標識に興味や関心を持ち、あらわしている意味を理解し、身の回りの商品にも表示やマークがあることに気付く。 人の作品を大切に扱える。	欲しいものがあるときに保護者に買ってもらえなくても、我慢することを覚える。	事故・危害にあった内容を周りの大人に伝える。	ごみの出し方（分別） 節電・節水の生活習慣 食べ残しをしない。 栽培・収穫・調理を通して食べ物に触れる。
家庭で保護者が子供（幼児期）に	幼稚園・保育所や児童館などで実施している「お買いものごっこ」で、うまく遊んでいるかを守る。 規則正しい食習慣を身につける。	誕生日やお年玉の買い物や日々の食料品の買い物の機会を通じてお金やものをかうときの約束について伝える。 スーパーなどで商品を選択するときに、未購入の商品については丁寧に扱う必要があることを教える。（購入したものと未購入のものとを区別できるようにする） 手作りのよさや家庭の味・郷土料理・行事食を子供に伝える。	自転車に乗る際の危険性を子供に伝える。 外で言うてほしくない情報は、不用意に子供の前に話さない。	信号の色や基本的な道路標識の意味を子供に伝える。商品にもマークがあることを気づく。 知的財産権の意識を育てるため、子供の描いた絵をほめたり、他の子供の描いた絵を尊重する。	子供が怪我をした場合、何で、誰と、どのように遊んでいるときに、どうなったか、について、子供の説明をさく。 子供同士のトラブルに対し、子供からその事情をさく。	保護者自身が、ごみや資源の分別、節電・節水などの省資源に関心を持ち、家庭全体で取り組む。 食べ残しをしない習慣を身につける。

参考資料：『消費者教育体系化のための調査研究報告書』（財団法人 消費者教育支援センター、平成18年3月）、『教員・講師のための消費者教育ティーチングガイド』（平成20年3月発行、制作：財団法人消費者教育支援センター / 著作：内閣府国民生活局）
 注：表中の四角の枠の色について □(桃色)は高度情報通信社会の進展に関連する項目 / □(黄緑色)は環境の保全に関連する項目 / □(オレンジ色)は知的財産権の保護に関する項目を示す。